平成27年8月1日から 介護保険の費用負担が変わります 高齢化が進む中で制度を維持していくため、費用負担の公平化を図るとと

もに、在宅医療と介護の連携や、認知症の方が地域で暮らし続けられるよう にするための施策も進めます。



このたびの制度改正にご理解をお願いします。

①負担割合が変わります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、一定以上所得のある65歳以上の方について利用者 負担割合が 2割に変更となります。

対象者… 合計所得金額が160万円以上(年金収入のみの場合は年収280万円以上)の方

※ただし、同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合、その方たちの「年金収入とその他の合計所得金額」 の合計額が、346万円未満の場合は1割負担になります。

※要介護認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付しますので、介護サー ビスを利用するとき、被保険者証とあわせてサービス事業者や施設に提出してください。

②高額介護サービス費の限度額の一部が変更となります

高額介護サービス費の限度額…同じ月に利用した介護サービス利用者の負担が限度額を超えたとき、申請 によりその超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。

所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯は、負担の限度額が37,200円 (月額) から 44,400円 (月額) に引き上げられます。

対象世帯… 住民税の課税所得が145万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※ただし、この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円未満、 2人以上いる場合は収入合計額が520万円未満の世帯は、申請により37,200円になります。

③食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

施設入所等にかかる費用のうち、食費・居住費については、原則本人の自己負担となりますが、低所得の方(住 民税非課税世帯)は、申請によりその食費・居住費の負担を軽減する補足給付があります。

この補足給付について、次のとおり支給対象者の条件が変わります。

▶住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(夫・妻)の所得及び預貯金等も勘案されます。

▶預貯金など(現金、有価証券なども含む)が、配偶者がいない方は1,000万円以下、配偶者がいる方は合計 2,000万円以下であることが要件に加わります。

市役所への申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。 ご不明な点は、介護保険担当にお問い合わせください。

◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112



つ て何

查

つからはじまったの?

以来ほぼ5年

国勢調査

義務があり、調査内容の秘密は保護されます。国勢調査調査員をはじめとする調査関係者には、

最も基本的で重要な統計調査です。 統計法に基づいて実施され、 人口と世帯の実態を把握する国 \exists

> ごとに行われており 20回目にあたります。 今 回の

調査は

使用目的は?

の暮らしのさまざまな分野で役立て 来推計人口の基礎資料など、 られる基礎データになります。

今回の調査 の特徴は

定や復興状況の評価に利用されます 動等を把握 初めての全数調査 回答ができるよう、 となる調査)であり の より便利に簡単に調査 調査は、 震災の影響による人口 (全 て 東日本大震災 これまでの紙の 0 回答 復興計画の策 の人 11 が対対 ただい \sim \mathcal{O}

ような、

紛らわれ

しい表示や説明をし

世帯等から個人情報等を詐取す

行政機関が行う統計調査であるかの

とは、

国勢調査等

うか

がいます。

郵送提出もできます

調査員が皆さんのお宅へ、

調査票の配布・

受け取りに

が対象で、

国勢調査は日本に住んでいる全ての人

回答が義務づけられています。

る場所で、

調査票に記入して

いただきます。

住民記録とは関係

なく、

月

·日現在、

普段住んでい

日本の最も重要な統計

調査です

今回の国勢調査から、

ソコン・タブレット

トフォンからもご回答いただけます。

国勢調査は未来の羅針盤として、

私たちの生活に

雑なものではありま国勢調査は全数調 24時間いつでも回答することができ 調査票だけではなく、 トフォン・タブレット端末から の 内容は ソコン・ Ó がり の万全を期するため、平成27年4月効果的な調査実施体制を整え、調査 る行為のことです。「かたり調査」 Ė なお、

っかねない

ので、

ご注意ください

市では、

調査の実施に際し

統計調査の実施を妨げるだけで

詐欺やその他の犯罪にもつな

◎お問い合わせ 国勢調查北秋田市実施本部 (総合政策課内) 62-66 「平成27年国勢調査北秋田市実 を設置しました。

います。

において、「かたり調査」が発生して

最近、

世帯を対象とした統計調査

に注意を

「かたり

私たち

・高齢化対策、 用対策、

?

答える義務があります。 「統計法」及び

質問に答える義務はあるの

「国勢調査令」

います。おいて答える義務について規定しておいて答える義務について規定して 調査を装った

広報きたあきた 2015. 8. 1 広報きたあきた 2015. 8. 1